今後の取り組みについて（概略）

１．新型コロナウイルス感染防止の取り組みについて

　(１)　4月3日に緊急申入れをおこなった結果、国交省は日本船主協会と外国船舶協会に対して、「港湾労組の要望について」を発出した。

　(２)　さらに、4月13日付で、「新型コロナウイルス感染症の拡大時の港湾運送の確保について(要請)」を全国港湾宛に発出した。

　(３)　現在集約している、各職場の要求や意見を取りまとめ、日港協に対して、より具体的、かつ詳細な申入れをおこない、労使でやれること、さらには労使で行政に要請する取り組身を確認した。

２．ONE等に関する事前協議について

　(１)　3月27日開催の労使協議で、MSCの寄港地変更について、既存の作業体制、雇用確保を申請の出し直しを求めていたことに、4月9日に申請書の差し替えが提案され、中央・地区並行協議を行うこととした。

　(２)　今後は、地区での協議経過が出そろえば、中央協議を行い、検討することとした。

３．20春闘の取り組みについて

　(１)　4月9日の事務折衝で、新型コロナウイルス感染症拡大、緊急事態宣言という事態のなかでは通常の団交形式は困難なことから、何らかの工夫をしながら交渉を進めることを確認した。

　(２)　春闘課題でもある、自動化・機械化問題をWGで協議を行いたいとの提案があり、4月20日に開催することを確認した。

　(３)　20春闘の状況について、教宣ビラの発行を確認した。